

チャイまる通信

vol.25<令和4年9月発行>

子育て世代包括支援センター「チャイまる」は、妊娠期から子育て期の方が元気に安心して生活できるようお手伝いする機関です。

チャイまる通信の今月号は、「保育所などの入所申し込み」についてご紹介します。保育所などに入所を検討する際は活用ください。

よくある質問 ～認可保育園・認定こども園(保育所機能)の入園について～

【Q】令和5年度の入園申込はいつからですか？

【A】詳しい日程は、10月のお知らせ版に掲載しますので、ご確認ください。保育施設によって保育方針が異なります。お子さまと一緒に保育施設の見学などをしてからお申し込みください。
注) 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)・認可外保育園への入園申込は、各園で受け付けます。

【Q】申し込みをすれば、必ず保育所などを利用できますか？また、先着順で決定するのですか？

【A】申し込み人数が募集人数を超えた場合は、利用選考により決定します。このため、希望する施設を利用できない場合があります。
このように、利用選考による施設の調整となります。先着順ではありません。

【Q】現在、日置市に住んでいます。勤務地が日置市外ですが、お迎えに間に合わないため勤務地の近くにある保育園に申し込みをしたいと思います。申し込み手続きはどのようにしたらいいですか？

【A】日置市に住民票がある方は、日置市役所に申し込みとなります。保育施設のある市町村によっては、入所に関する審査会などが行われ、期日までの書類提出が必要となる場合があります。
お早目に下記の「お問い合わせ窓口」にご相談ください。

【Q】保育園の保育料は？

小1 5歳 4歳 3歳 2歳 1歳 0歳

【A】

3歳～5歳児クラス

無償

ただし、通園送迎費・副食費・教材費などは保護者の自己負担となります。

きょうだいがいる場合

第1子が年長組以下の時

ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

0歳～2歳児クラス

無償化の対象にはなりません。ただし、市町村民税非課税世帯の児童は、無償化の対象となります。



第2子は半額となります



第3子は無料となります

【お問い合わせ窓口】 日置市役所

こども未来課 ☎201-3421
日吉支所地域振興課 ☎292-2113

東市来支所地域振興課 ☎274-2113
吹上支所地域振興課 ☎296-2113

保育所などの利用申し込み前に確認しておきたいこと

保育所などの利用を希望する場合は、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。保育の必要性の認定を受けられるのは、保護者全員が次のいずれかの事由に該当し、かつ、家庭において児童を保育することが困難な場合です。

| 保育を必要とする事由 | 保育を利用できる時間 | 保育認定の有効期間 | 手続きに必要な書類 | |
|-------------|---|-----------|--------------------------------|------------------------------|
| 就労（就労予定） | 1カ月において、120時間以上の居宅内・居宅外労働をすることを常態とする場合 | 標準時間（※1） | 当該児童の小学校就学前まで | 就労証明書など |
| | 1カ月において、48時間以上120時間未満の居宅内・居宅外労働をすることを常態とする場合 | 短時間（※2） | | |
| 妊娠・出産 | 産前6週（多胎児は14週）から産後8週間までの間で、妊娠または出産により体調がすぐれないなど、児童の保育ができない場合 | 標準時間 | 出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の末日まで（※3） | 母子手帳の写しまたは妊娠証明書など |
| 保護者の疾病・障がい | 保護者などが疾病または心身に障がいがあり、児童の保育ができない場合 | 個別に判断 | 当該児童の小学校就学前まで | 市指定の診断書 身障者手帳または療育手帳の写しなど |
| 同居親族等の介護・看護 | 児童の家庭に、長期にわたる病気の方や心身に障がいのある方がおり、保護者などが常時その方の介護などに当たる場合 | 個別に判断 | 当該児童の小学校就学前まで | 介護等を必要とする方の診断書など |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たる場合 | 標準時間 | 当該児童の小学校就学前まで | 罹災証明書 |
| 求職活動 | 保護者などが求職活動（起業の準備を含む）のため、児童の保育ができない場合 | 短時間 | 有効期間の開始日から90日を経過する日まで（※3） | ハローワークの登録証など |
| 就学 | 保護者などが、1カ月間において120時間以上、就学している場合 | 標準時間 | 保護者の卒業予定日まで（※3） | 在学証明書 就学時間の分かる書類 |
| | 保護者などが、1カ月間において48時間以上120時間未満、就学している場合 | 短時間 | | |
| 虐待やDVのおそれ | 虐待や配偶者などからのDV（家庭内暴力）のおそれがある場合 | 標準時間 | 市長が必要と認める期間（※3） | 専門機関の証明書など |
| 育児休業 | 育児休業取得中に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 | 短時間 | （※3） | 就労証明書（育児休暇取得期間が記載されているもの） |
| その他 | 市が認める前各号に類する状態にあること | 個別に判断 | （※3） | |

（※1）1日に最長11時間、（※2）1日に最長8時間、それ以上の保育は延長保育となります。

（※3）児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間となります。

子育て世代包括支援センターチャイまる

【お問い合わせ先】〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

専用ダイヤル TEL:201-3421

【開設日時】月曜～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時

【所属】日置市こども未来課子育て支援係・健康保険課健やか母子係

チャイまるは、「子育てに関する総合相談窓口」です。

子育てに関することなど、お気軽にご相談ください。

